

書一

とあり、實に菅公歿後廿一年に當る。『扶桑略記』には之を延喜三年四月廿日の事とし、且「勅號ニ大富天神」とあるけれども、今は『日本紀略』に據るのである。又正曆四年五月廿日の處に

贈ニ故右大臣正二位菅原朝臣左大臣正一位

とあり、又正曆四年閏十月廿日の處に

重贈ニ故正一位左大臣菅原朝臣太政大臣

とあつて、菅公の冤罪は全く取り除かれることになつた。而して菅公は天滿大自在天神として北野神社に祀られ、又太宰府に於いても同様、長く菅公を祀り、天滿大自在天神と云ふやうになつた。宛もソクラテスを死刑を處した後、アテーンの市民が後悔してソクラテスを告訴した人々を大いに非難し、ソクラテスの青銅をリジボツスに作らしめて之をボムベイオンに建つるに至つたごとく、東西洋の史實を對照して考ふれば眞に感慨無量である。

今日より當時のことを回顧してみれば奸人・邪徒は一時勝利を得たのであるけれども、それは暫らくのことで、歲月の經つにつれて菅公は益々世人に尊崇・敬慕せられ、奸人・邪徒は永久に賤しめられて正邪善惡の區別は判然過ぎる程判然して來たのである。菅公は「未嘗邪勝正」といはれたのであるが、それは實に千古の眞理で、一千二十五年の歴史が菅公の冤罪を能く證明してをるといつて差支へないことを痛切に感するのである。

第二章 菅公に關する雜感

一

菅公は古來本邦の儒宗として崇敬されて居る。我が國の儒者は皆崇拜者といつて差支へない程である。斯く言つたならば、必ず菅公以前に吉備公があるではないかといふ者があるであらう。成程吉備公は奈良朝時代の人で、菅公よりは遙に先輩である。而して曾て太宰府に學業院を設けて子弟を教育したこともあり、教育史上に於いても看過すべからざる人である。然しながら吉備公に對してはこれ迄學者の議論がある。弓削道鏡などの出てをる時代に於いて何等之に對して識見ある學者の態度を取らなかつたのみならず、人格者としてこれといふ目醒ましい事蹟が現れてをらぬ。尤も碩學は碩學であつたであらうけれども、之を儒宗とするには如何にも物足らぬ感じがある。況して教育家の率先として之を崇拜することは出來な

法
の

い。それに『私教類聚』三十八條の外著書が一つも傳つてをらぬ。詩集もなければ文集もない。併つて重野成齋博士が『吉備公傳纂釋』二卷を著したことがあるが、あれは吉備公の辯護に過ぎない。吉備公の墳墓は實に立派なものであるけれども、別に菅公のやうに何處にも祭神として神社に祀つてあることを聞かない。菅公は北野と太宰府との他に全國至る所に祀られてあるのみならず、八幡神社を武廟とすれば菅公の神社を文廟と稱することは當然すぎる程當然である。一體國家に偉勳ある忠臣は皆別格官幣社に祀られてをるが、獨り菅公のみは、臣下の身でありながら、官幣中社に昇格されてゐる。これはその學徳及び勲業の偉大なるが爲である。その點に於いては吉備公は到底菅公の匹敵ではない。菅公を以つて本邦の儒宗として衆庶の鑽仰することは實にその當を得たりといふべきである。

二

菅公に對して崇敬の念を抱く者は固より儒者のみではなく、社會各方面の人々の中に隨分

多數あることは事實が之を證明するのである。菅公は菅に崇敬されをるといふだけでなくして宗教的に信仰され、而もその効果の顯著であつた場合がなかく多い。茲に若干の例を擧げて参考に供し度いと思ふ。

第一は室鳩巢である。鳩巢は朱子學の大家であつたが、嘗て彼が京都に居た時深く公を尊信し、一夜菅廟に通夜して將來の成功を祈り「菅公を以つて我が儒の先師、本朝文學の祖たり」といつて菅公に對して誓を立て、自警の文を作つて遂にその業を成し、一代の鴻儒となるに至つたのである。その自警の文は『補遺鳩巢先生文集』卷十に出てをる。

第二は僧契沖である。契沖は攝州尼崎城主播磨守青山幸利の臣下川元全の子であつて、不幸にして七歳の時疫を病み、醫藥も効なく久しく牀蓐に在り、密に天滿天神の號を書し、毎日一百通に及んだ。所が三七日の夜に至り、夢に異人來り現れて曰く「吾は是れ菅神、至誠を憐み病を除いて命を延ばさん他日僧となつて自ら勗めよ。」と云はれたるを以つて僧となつたのであるから菅公に對する信仰が彼の一生の運命を支配したと云つても過言ではなから

う。又契沖が國語・國文の大家となつたのも或は菅公の影響の然らしめたのかも分らぬ。

第三は陽明學派の三輪執齋である。執齋は京都の人であつたが、十八歳の時に親類の大村彦太郎と共に北野の菅公の祠（今の北野神社）に通夜して銘々籤を引いて將來の業務を極め共に立身出世のことに就いて相談をした。而して二人とも江戸に出て來て、執齋は儒者として、大村彦太郎は太物屋として名を擧げたのである。大村彦太郎は即ち白木屋を始めた人で、彼所は代々大村彦太郎で相繼いで今日に至つてをる。執齋も矢張り菅公を宗教的に信仰してをつたものと見て差支へなからう。執齋も大村彦太郎のことも『獻徵先賢錄』に出てをる。

第四の例は平田篤胤である。彼は菅公を『玉だすき』の九の卷に學問の神として居るやうに平素大いに菅公を崇拜して居つた。戸倉胤則の『天滿宮御傳記略』の序に斯う云つて居る。「我が生の祖父。氣吹の舎の平の大人は最若かりし程より此御神の御徳を尊み。神世の古道説明さむと祈りつゝ。日々に其御惠を蒙らして。」云々。これで篤胤の菅公に對する信仰が能く分るであらう。

第五の例は塙保己一である。保己一は武藏見玉郡の人であるが、五歳の時に盲人となつて種々盲人普通の技藝を修めようとしたが、その方には興味が起らず、學問の方に心が向いてをつた。然し何か信仰が無くては立派な事業は出来ないと考へて、菅公か豊公かを尊信しようと思つたが、矢張り菅公を尊信することになつた。菅公の祠に百度参り、千度参りなどをするの熱心さであつた。而して益々菅公を熱心に信仰して努力すれば努力する程その効果あることを屢々感じ、遂に支那には『漢魏叢書』のあることを聞き、皇國には未だこれに對するものゝ無きことを遺憾とし、自ら『漢魏叢書』に對する如き皇國の叢書を編纂し度いと思ひ立つて菅公に誓を立て、鹽絶ちをし、その目的を達せすんば止まずといふ決心で努力し、遂に大成したのが『群書類從』であり、更に又『續群書類從』をも大成するに至つた。この『群書類從』正續編は非常に學界を裨益したのであるが、是等は保己一が菅公を宗教的に信仰して大成したものである。その事は精しく『溫故堂塙先生傳』に出てる。

第六の例は、杉田玄白と共に實地解剖を行つて解剖學の研究を創めた蘭化先生前野良澤で

ある。良澤曾て太宰府に詣り、神廟を拜し、誓つて曰く、『今奮然蘭學に志し、その理を究め、精確を得るを期す、また毫も名を求め、利を射るの策に非ず、唯々明神幸に之を度れ』と。これより良澤大いに奮闘努力して遂に刀圭界に不朽の痕跡を遺すに至つたのである。

もう一つの例は野村望東尼である。筑前の女傑望東尼が、多く勤王の士を匿まつたことは周知の事實であるが、これ亦熱心な菅公の信者であつた。自分が嘗て山口縣三田尻の講習會に行つた時に、講習會の幹部の人がこの附近に野村望東尼の墓があるが、御存知かと問はれた。自分は一向知らなかつたが、望東尼の墓があるならば、早速参拜したいと言つて、案内して貰つた。望東尼の墓は少し小高い所にあつて立派なものであるが、その周圍に幾個もまだ墓がある。それは矢張り當時の勤王の士を葬つたものであるといふことである。傳へるところに依れば、望東尼は最後に官市の菅公の祠（松崎神社）に願を掛け、一週間斷食して参拜したといふことである。その頃は丁度幕府の兵が長州征伐を行つた時であるが、望東尼は長州の兵が勝利を得るやうにと願を掛けた。而して毎日参拜する毎に歌一首を作つた。とこ

ろが一週間目に願が満ちて、病を得て斃れてしまった。その後幕府の兵は不利にして退却してしまつたから自ら望東尼の願は達せられたやうな形跡になつてゐる。兎に角望東尼は菅公に對してかゝる宗教的信仰を抱いてをつた人で、生命を懸けて菅公に祈つたのである。

總て儒者は殊に菅公を尊信する念が強いことは前に言つた通りであるが、その中でも筑前の儒者は太宰府に接近した所に生れたが爲に菅公尊信の念は一層深大であつたやうに思ふ。貝原益軒は『天滿宮故實』といふ書物を著し、又龜井昭陽は『菅公略傳』といふ書物を著し孰れも菅公を尊信する念の尋常で無かつたことを示してゐる。昭陽はその『菅公略傳』の終りに「都督府既廢、以公故文雅不墜、筑紫今尙稱文學之地」と言つてをる。實に昭陽の言つた通りに、筑紫は今に至つて文學の地たるに恥ぢざるの感があるのである。

三

○『菅家遺誠』に就いては種々議論がある。彼の『和魂漢才』云々の二句は後から挿入した

ものゝやうであることは前章に論じた通りである。世の學者は往々『菅家遺誠』を以つて偽書として論じてをるが、偽書といふのは何か爲にするところがあつて、菅公の著書とする場合にいふのである。然らば、何の目的あつてかくの如き偽書を作つたのであるか、「和魂漢才」云々の載つてをらない元の『遺誠』が現存して居る以上は、之を菅公の偽書とする理由が甚だ薄弱である。恐らくは何人かの遺誠であつたのを著者の名が無い處からして菅公の遺誠としたのであらう。而して後に至つて又何人か更に「和魂漢才」の一聯を挿入して菅公の名を籍りて之を有効にしようとしたのであらう。自分はそのやうに思ふ。

土田杏村氏は『遺誠』の内容によつてその偽書たることを論じたのであるが、唯そればかりでは飽き足らない。『遺誠』の文體によつて決してそれが菅公の作でないことが分る。菅公の著書として確かなものは『菅家文章』・『菅家後集』・『類聚國史』の三つである。その中『類聚國史』は今遺つてゐるのが、六十二卷であるが、これは編纂物であるから姑らく別とする。眞の著書は『菅家文章』と『菅家後集』との二部のみである。『菅家文章』の第七卷

から第十二卷までは各種の文章が載せてある。之を標準として『遺誠』を見れば文體が非常に異つてゐるのみならず、漢文として甚だ怪しいところがある。例へば在と書くべき所に有と書いてある。即ち「新冠不_レ在_二其頭_一」といふべきところを「新冠不_レ有_二其頭_一」とある。又最後の「凡震雷有_二朝家_一者」とあるが、この文に於いても、有は在でなくてはならぬ。助辭も用法が餘程變である。例へば「宜_レ爲_二規模_一者也乎焉」の也乎焉の用法は到底菅公の作とは思はれない。又漢文の中に「護_レ幸_レ給」とある。これでは漢文に成つてをらぬ。何うしても之は鎌倉以後室町時代あたりの文章としか思はれない。その他怪しむべき個所が毎頁に續出して居る有様で『菅家文章』と照し合すれば全然別人の作たることは餘りに明瞭である、土田氏が一言も文章・字句の點から之を論じなかつたことは意外の感あることを免れないのである。

四

後世になつて菅公を本地垂跡説から見て、菅公の本地は十一面觀音であるなどといふことになつた。觀音の種類は種々ある。正觀音・準提觀音・馬頭觀音・如意輪觀音・千手觀音等種々あるけれども、その内で何故菅公を十一面觀音の化身とするのであるか、誰もそれに就いて辨じてゐる人も無いが、自分の考へるところでは、菅公が嘗て觀音の像を彫刻されたのが前章に述べた如く十一面觀音であつた。更に母君が菅公の爲に願を掛けられたのが、多分十一面觀音であつたであらう。これ等から遂に菅公を十一面觀音の化身と云ふやうになつたものと思はれる。それ以外に特に菅公と十一面觀音とを結び付ける理由が無いやうである。

五

古來正史と稱するものは朝廷に於いて編纂された彼の『日本書紀』以後の五種の國史を謂ふのである。而してその最後の歴史が即ち『三代實錄』である。『三代實錄』は清和・陽成・光孝三帝の時代の歴史であつて主として菅公の筆になつたものであらうと思ふ。菅公の左遷

は延喜元年四月二十五日であるが、その同じ年の八月二日に『三代實錄』を獻つてをる。それ故菅公の左遷とは餘り時日を経過してをらぬから、大部分菅公の時に出来上つたのであらう。『三代實錄』は三十年を経たものである。それ以後正史は出来なかつた。それで宇多帝以後は『日本紀略』によつて之を補ひ、参考として『扶桑略記』・『大鏡』等幾多の材料に據るより外はない。

然らば何故『三代實錄』以後正史が出来なかつたのであらうか。この疑問に對して學者は何と答ふべきであらうか。自分の考によれば、當時の紀傳學者として史才有る者を擧ぐれば菅公より優れた人は無かつた。菅公を左遷してしまへば正史を編纂すべき適才を失つた憾は確かにあつたであらう。然しそれにしても當時相當に文筆のある人は外に無いでも無かつたから、正史が出来ないといふことは言へない。『延喜式』の出来たことを考へても分る。然し茲に今一つそれより以上に困難なことがあつたと思ふ。それは宇多帝御即位の時の基經の横暴・專恣の態度はなかく尋常でなく、これが宇多帝の感情を非常に損ねた原因である。

宇多帝はお弱い方でもあつたが基經の專横も亦一原因を爲して早く御讓位になり、佛法に歸依されたと思ふ。然し今一つ注意すべきは菅公の左遷である。これは當時の社會に餘程大きな渦卷を生じた事變であるが、かゝることを皆正史に書くことは藤原氏の失態を暴露することになる。然し正史としては何うしてもさういふことを書かないわけに行かない。書いて傳へることは藤原氏の爲に不利なることであるし、又藤原氏に取つて恥辱でもあるし、旁々正史を編纂する勇氣を失つたのではあるまいか。これが『三代實錄』以後正史の出来なかつた一番主なる原因であらうかと思はれる。

六

尙茲に菅公の編纂された『類聚國史』に就いて一言して置きたい。『類聚國史』の編纂の仕方は『古事記』や『六國史』と大變違つて類書體になつて居る頗る便利なものである。『古事記』と『六國史』とは神代の卷を除けば本紀體となつて居る。一體支那の歴史の編纂の仕

方は色々あるが、主なるものは三つである。編年體・紀傳體・紀事本末體、これである。然しこれで盡きては居らぬ。「國語」だの『戰國策』のやうな國別體もある。然し『類聚國史』の如きものは古來支那にも無いやうである。殊に菅公の時代までにさういふ歴史のあることを聞かない。果して然らばかゝる類書體の歴史を編纂されたのは蓋し菅公の創意に出たもので、益々その史才の尋常ならざるに想到せざるを得ないのである。

七

菅公を左遷した者は勿論時平であるけれども、その他菅公の反對者となつて時平の計畫を助成した者が數人あつた。ところが、それ等が多くは、その後早逝・夭折したことは到底看過すべからざる顯著なる事實である。順序から言へば、藤原定國は延喜六年七月三日を以て四十歳で死んでをる。菅公左遷後五年のことである。藤原菅根は延喜八年十月四日を以て五十四歳で死んで居る。時平は延喜九年四月四日を以て死んだのであるが、その時三十九歳で

あつた。文獻太子は延喜二十二年に二十一歳でなくなられた。その時、世學つて斯う云つた。「菅帥靈魂宿忿所爲也」と。『扶桑略記』には病無くして亡くなられたとある。文獻太子は基經の娘の穩子の子である。藤原清貫は延長八年六月に、六十一歳であつたが恐るべき死状であつた。それは雷が清涼殿に落ちて種々な人が死んだが、清貫は衣焼け胸裂けて亡くなつた。その他時平の側で早逝・夭折した人を大鏡にはうせ給ひきくと云つて列挙してゐる。丁度ソクラテスを無實の罪に陥れたアニストス、メレストス及びリコの三人の末路が甚だ芳しくなかつたのと似て居る。之に反して菅公に對して同情を有して居つた忠平（時平の弟）は右大臣となり、左大臣となり、榮達を極めたのみならず、古稀の長壽を保つたのである。加之その子孫は時平のそれと正反對に攝關家として永く繁昌したのである。

時平初め菅公を陥れることは陥れたけれども、良心の苛責に堪へぬところもあつたであらうし、種々世間の非難を受けて煩悶・苦痛の種となつたこともあらう。菅公派の人がなかく多勢居つたやうであるし、又菅公は佛教徒の側にも随分同情を得て居つたやうであるから、

諸種の方面から反響が起り、又激しい雷鳴等があれば菅公の怖ろしい祟りだなどと言ひ振らしたことが案外効目があつたと思ふ。今日のやうに學術の開けた時代と異つて迷信が随分勢力を有してをつた時代であるから、當時の社會に迷信を利用しての攻撃が菅公反對者の氣勢を殺ぎ、之と同時に菅公の無形の勢力を増進したことを否定することは出来ない。

八

菅楠二公が孰れも法華經を尊信されたといふことは大いに注意すべきことである。一體法華經は支那でも智者大師を初め天台宗系統の者は特に之を尊信して來たのであるけれども、然し廣く之を言へば、佛教徒は華嚴經だの、涅槃經だの、阿彌陀經だの、大日經だの思ひ／＼に尊信して來たもので、何も法華經に限つたわけではなかつた。ところが、我が國に於いては聖德太子が天台宗とは何等關係無く多くの經文の中から法華經を御選びになつて、之に義疏を施された。而して之に配するに維摩・勝鬘の二經を以つてせられたのである。けれども

三部の經文中では法華經が一番大切なものであつた。その後奈良朝に至つて六宗競ひ起つたけれども、孰れも法華經を所依の經典としてはなかつた。ところが、傳教起るに至つて始めて天台宗を日本に開き、法華經を以て所依の經典とした。法華經所傳の系統は違つてゐるけれども、矢張り聖德太子を尊崇し、自ら聖德太子の精神を承けたことになつて居る。後、鎌倉時代に至つて天台宗の教義が世に蔽はれたやうになつたから、日蓮が憤慨して復た法華經を振り翳して大いに佛教の眞意義を發揮しようと努力したのである。ところが菅公は日蓮に先つて深く法華經を尊信されたのである。菅公の父の是善がその歿する一年前に菅公に屬して「法華大乘、寄汝報恩、當共隨喜」と。これが菅公の深く法華經を尊信された因縁となつたであらう。それで、菅公は「夫レ法華經ハ所謂寶典カ、惣ジテ之レヲ斷ズレバ唯一法也。折リテ之レヲ論ズレバ十微妙也。性ニシテ之レヲ説ケバ常樂我淨也。情ニシテ之レヲ言ヘバ開示悟入也。」云々と言ひ、又「佛ハ是レ無量壽佛。弘誓甚ダ深シ、經ハ乃チ妙法華經。本願等ナシ」と。而して南無觀世音菩薩。南無妙法蓮華經。といはれたほどである。

ところが楠公も亦深く法華經を尊信されたものと見えて、嘗て後醍醐帝の勅を奉じて兵を起すに當つて先づ法華經一部を淨寫して或る神社に祈願された。その法華經は行方不明となつたが、經卷の奥書のみは今日まで湊川神社に傳へてをる。その全文は左の通りである。

夫法華經者、五時之肝心、一乘腑臟也、據三世之導師、以斯經爲出世之本懷、八部冥衆、以斯典爲護國之依憑、就中本朝一州、國機純熟、宗廟社稷、護持感應、僧史所載、具縑緇、爰正成、恭仰朝憲、敵對逆賊之刻、天下屬靜謐、心事若相協者、每日於當社寶前、可轉讀一品之由、立願先畢、仍新寫一部、所果宿念、如件、

建武二年八月二十五日

從五位上行左衛門少尉兼河内守橋朝臣 正成 敬白

かやうに菅・楠二公が孰れも同様に篤く法華經を尊信されたといふことは聖徳太子及び傳教・日蓮等とその揆を同うする者で法華經の我が國に於ける因縁の決して尋常ならざること物語つてゐるやうである。

第三章 後人の菅公に對する尊信崇敬

菅公が一度神格化されて天滿宮として崇拜されるやうになつてから、菅公を尊信する者が多數で、殆ど全國的と云つて差支へないであらう。先づ皇室に關係の深い名卿・鉦公より英雄・豪傑に至るまで、古來菅公を宗教的に信仰した人は擧げて數ふべからざる程であるが、特に學者・文人・墨客の徒は殆ど大部分菅公の尊信者であつた。現今菅公を祭神として存在して居る神社數は一萬以上であるといふことである。尤も八幡神社の方が少し菅公の神社より數が多く、稻荷神社も或は一萬以上あるかも知れない。全國の神社數は十二萬足らずであるが、その中で約三萬以上は八幡と稻荷と菅公の神社で占めて居るわけである。兎に角菅公を祭神として存在して居る神社數は頗る多數で、是は全國的と云つても決して過言ではなからう。而して廣汎なる範圍に亘つて民衆の多數が菅公を尊信して居ることも決して否定すべからざることである。『北野誌』は天・地・人の三冊になつて居るが、天の部(首卷)の附録

後人の菅公に對する尊信崇敬

に縣別にして菅公の神社を數千擧げて一々その由來を記述してあるから、菅公の神社を研究するには大變に便利なるものである。併しあれで決して盡きて居るわけでない。その中で最も理解し難いことは、福岡縣の所に澤山菅公の神社が擧げてあるが、最も特筆大書すべき太宰府神社が擧げてない。それは何といふ手抜きであらうか。何か爲にするところがあつて殊更に太宰府神社を記載しなかつたやうに疑察されても致し方なからう。京都の北野神社も太宰府神社も共に官幣中社で社格は同じであるけれども、實は歴史的には太宰府神社の方が遙に重大なる意義がある。何故ならば、菅公の死骸は太宰府神社のある所に埋めてあるからである。即ちその墳墓の上に神社が出来て居るからである。菅公の足掛け三年間整居され、而して亡くなられたのは榎木寺であるけれども、太宰府はその墳墓の地であり又祭神として菅公を祭るやうになつて、此所が神聖の地となり、萬世日本の文廟として崇敬の對象となつた。今日では多數學生が參拜するやうになつて居る。交通機關の益々便利になるに従つてこの傾向は年に月に甚大となるに相違ないと思はれる。

尙昔から各階級の人が菅公を尊信・崇敬したことは前述の通りであるが、併し最も菅公を追慕し、之に敬意を捧ぐるものは學者であらうと思ふ。學者の中でも僧契沖・室鳩巢・三輪執齋・塙保己一・前野良澤などの實例を擧げて論じたこともあるが、又女性では野村望東尼のやうな人もあつた。明治年間の政治家として何となく英雄の俤があつた侯爵大隈重信氏は菅公一千年祭の頃『菅公談』を著して、その中に次の如く云つて居られる。

私も幼少の際より數回太宰府の廟へも參拜致しましたが、それからの關係からして、私も自ら菅公の徳の感化を享けたことは餘程多いやうに存じます。先づ平素家庭に於いて母などより教訓を受くるに、屢々菅公の事蹟を話された。即ち菅公といふ御方は文學の神としても大切である。所謂學問をする上に就いても最も大切な御方である。だから平素に其の徳を仰いで、菅公の如き人にならなくてはならぬといふことを云ひ聞かせられて居ました。其の感化力といふものは餘程強いものである。

大隈侯は自分で菅公の子孫だと云つて居られた。『菅公談』の中にも「私の家系は遠く菅家

より出でましたので、即ち菅家の系圖を持つて居る一人であります。」とある。大隈侯は總理大臣に成られたことがあるけれども、随分不遇の時代もあつたので、菅公を聯想されることが少くなかつたであらう。侯の「菅公談」も政治家の立場から菅公を論ぜられたところに一番面白味が多い。大隈侯と同じく佐賀出身の副島種臣伯は矢張り菅公の子孫であると稱して居られた。「菅公談」の序文の終りに「予副島菅氏秀才之裔也」と云ひ、又「蒼海全集」を観るに菅公を「吾祖」と云つてある。(平河天満宮と題する作を看よ)副島伯の方は寧ろ宗教的に菅公を尊信して居られたのであらうと思ふ。傳ふるところによれば、人と對談中難問に當面すると、菅公に御相談申上げて來ると云つて、菅公の肖像の懸けてある一間に入つて、黙禱して居られたといふことである。菅公は政治家であつたけれども、亦詩人でもあつた。副島伯も政治家でもあつたが詩人でもあつた。この點に於いては副島伯は菅公に似た所が多かつたやうに思はれる。熊本出身の徳富猪一郎氏も矢張り菅公の子孫だと稱しその揮毫した書幅などに能く菅正敬と署名して居られる。菅は菅原の略である。何ういふ系圖があつ

てさういふことになつて居るか、突き止めては居ないけれども、自ら菅公の子孫であると稱して居られることは事實である。菅公は太宰府に左遷されて獨身で居られたから、九州に子孫があらうとは思はれない。唯菅公は小男・小女を配所に伴はれた。小男は菅公に先立つて亡くなられたが、小女は行末何うなつたか分らない。九州に菅公の子孫があるとすれば、この小女の子孫ではなからうか。或人の報道によれば、肥後の五家莊の中の二莊は菅公の子孫で、他の三莊は平家の落武者であるといふのである。そのやうに菅公の子孫が何うしてあるか、自分には理解することが出来ない。若しも後世に至つて菅公の子孫が京都その他の地方より九州に移轉したとすれば毫も怪しむに足らぬ。それに確かな系圖があれば間違ないのであらう。併し此の問題は他日の研究に譲ることにしよう。

茲に現代の學者中珍しい立派な人格者の法學博士寛克彦氏を擧げてその菅公との關係を一言することは決して無駄ではなからう。寛博士は總て神様を崇敬なさる方であるけれども、特に菅公を尊信されることはなか／＼尋常でない。それは小學校に通學される時に、路傍に

菅公の神社があつたので、よくその神社に参拜されたのが習慣になつたといふことであるが、そのみならず、博士は何時も菅公の御守を肌身離さず持つて居られるといふことが新聞に傳へられたことがある。それで自分は單刀直入、博士に會つた時に「貴方は菅公のお守を持つておるでになりますか」と訊いたところが、「持つて居ります、これは母より貰ひましたので何時も肌身離さず懸けて居ります」との御返事であつた。その時自分が博士に「貴方は西洋に行かれたことがあるが、洋行中は菅公の御守も懸けないでゐられたのではなからうか」と訊いたところ「いや洋行中も御守を持つて居りました」と御返事された。寛博士の云はれたことであるから、決して間違は無いと思ふ。博士は誠に正直な立派な人格者で、生きながら神様のやうな精神・氣分の持主である。それは菅公を尊信なされた結果ではなからうか。現代に於ける神道學者として一世に重んぜられて居る寛博士が矢張り菅公の信者であるといふことは或は知らない人もあるだらうから、茲に明記して置く次第である。

尙今一つ菅公に就いて注意すべき事がある。それは他でない、菅公の生存中菅公を祀つた

ことである。即ち菅公の生祠の事である。是はズツト昔の事であるけれども矢張り後人の菅公崇拜の一例である。『北野誌』首卷の附録、京都府の處に丹波の國、船井郡園部村字宮の下の天満宮を擧げてその由緒に就いて左の如く云つてある。

當園部村は往昔菅公の領地と口碑に傳へ、延喜年間より生祠と唱、字小向に靈廟あり、云々、

若しもこれを事實とすれば、菅公左遷後の事である。再び菅公を拜することが出来ないから生祠を建て、菅公を祀つたのであらう。我が國に於ける生祠の例としては最古のものでなければ、最古のもの、一つであらう。支那では生祠は前漢以來幾多の例のあることである。

(該餘叢考を看よ)けれども日本では菅公より舊い生祠の例は恐らくは無からう。加藤玄智博士は年來生祠の研究をなし之に關する著述もあるけれども、最近の余の注意を促す迄は菅公の例を取扱つてなかつたと云ふことである。兎に角園部に於いて菅公の爲に生祠を建て、祀つたとすれば如何に菅公が生前世人から尊信されて居つたかと云ふことが、略々推測し得

らるゝのである。

ところが、明治以後自由討究の精神の横溢するに随つて世間の學者は種々になつて居るので、菅公に對しても菅公の人格をけなしたり、輕んじたり、その他いろ／＼な揣摩臆測を逞しうする者も無いではない。さういふ人々は矢張り菅公の生存中、菅公に反對し、菅公を構陥した人々と共通の性質を持つて居る者のやうな感じがする。何時の時代にもさういふ種類の人間のあることは古今東西の歴史を達觀すれば分るのである。今日に於いても、時平の如き嫉妬心の有る者、權勢慾のある者、さういふ種類の者が様々な異論・僻説を立てて、堂々たる正論に逆ひ、螻蛄の臂を振はんとする者のあるのは怪しむに足らないことである。

最後に、菅公の感化を受けた一人として、自分の體驗を擧げて論ずることにしよう。自分は太宰府の出身である。太宰府は菅公歿後一千年以上の歴史があるけれども、他より學者の來たことはあつても、その土地よりこれといふ學者の出たことは無い。多少出たことがあつたにしても、菅公に關してこれといふ著述をしたことが無いと見えて何も傳つて居らぬ。自

分は太宰府生まれであるが、太宰府といふ所は菅公を中心として成立して居る町である。町の者は皆菅公の氏子で菅公を尊信して居る。その菅公尊信の雰圍氣の中に自分は生長した者で、幼少の時から菅公の神社に參拜した者であるのみならず、稍々生長して後は、神社所屬の圖書を借り出して研究したこともあり、何となく菅公の感化を享けることが少くなかつた。菅公は紀傳學の博士であつて、歴史・文章に通じて居られ、又詩人であつた。自分も初めは詩文を遣つたけれども、段々哲學を中心として精神科學を修めて進んで來たが、併し今に至つて歴史だの文學にも多大の興味を抱いて居る者である。随つて柄ではないけれども何だか菅公の精神の在るところを繼いで、之を大成し度いやうな希望もないのではない。血統上から云へば何等の關係もないけれども精神上から云へば多大の關係があるからである。

菅公の家は紀傳學の家であつた。菅公の祖父の清公も菅公の父の是善も皆紀傳學の學者であつた。菅公もその系統の人で、矢張り紀傳學に長じて居られた。もと紀傳博士といふのがあつたけれども、仁明天皇承和元年から文章博士が即ち紀傳博士となつたもので、菅公の如

きは最も歴史・文章に長じて居られたことは前述の通りである。それで菅公は『類聚國史』を編纂されたのみならず、『三代實錄』の編纂にも關係して居られたのである。菅公が紀傳學に於いて一世に抜きん出て居られたことは最も見易い事實であるが、唯今日から考へて見ると、菅公には哲學的の素養が足りなかつたので、それを吾々學者は甚だ遺憾に思ふ次第である。若し菅公が哲學的の素養があつたならば、太宰府に左遷されても、この天地間に於いて精神的に泰然自若として自ら安んじ、非常な難局に對しても毫も恐るるところの無い境地が得られたであらう。菅公の何處までも皇室に對して忠誠の念を抱き、その枉屈に悲歎されたことは深く同情に價するけれども、哲學的に世界觀・人生觀を有する者は如何なる外來の難局に對しても毫も動かされない磐石の如き精神的態度が得られるものであるが、菅公にはかゝる哲學的の素養が出来てゐなかつたことは今日から考へて、甚だ遺憾に堪えない。尤も哲學的素養と云つても、今日のやうな哲學は當時無かつたから之を菅公に對して要望するわけに行かぬが、菅公は老子の學説を理解して居られ、莊子も定めて精讀されたであらう。

老・莊の哲學思想によつて、餘程深遠なる世界觀にも達し得られないことはないと思ふが、今一層深遠な哲學は大乗佛教によつて得られないことは無かつたのである。菅公は眞言密教には餘り關係が無かつたやうである。宇多天皇は眞言密教の造詣の深い方であつたけれども、菅公は天台の信仰を持つて居られた。天台は固より大乗佛教で、一種の哲學である。菅公の書かれた詩文によつて考へて見ると、大分佛教の哲理に觸れたところもあるが、曾て「天、人と失し、心、事と違ふ、佛力にあらざれば至らず」と云はれたやうに、菅公は寧ろ佛教を宗教的に信仰された方面が多く、大乗佛教の哲理によつて大悟徹底したる人生觀を得て其處に安心立命の境地を見出して居られたやうには思はれない。

菅公の一代に傑出したる學者であつたことは固より疑の無いことで、又當時卓越したる人格者、有徳の人であつたことも間違ないが、如何なる迫害が身に迫つても毫も恐るゝところの無いといふやうな精神・氣象の持主とは考へられない。何故ならば、太宰府に於いて作られた詩若しくは歌にはその堪ゆべからざる枉屈を訴へる方面のみで、大海前に鱗へるとも泰

山後に覆るとも毫も之を意に介すること無き境地が得られて無かつたやうである。かゝる境地は紀傳學だけでは得らるゝものではない。それ故吾々は菅公に哲學的の世界觀・人生觀を要望する次第であるが、それは今更奈何ともすること能はざる所である。唯菅公の精神を繼いで起る者があつたならば、必ずや此の方面に向つて非常の努力をなすことを辭しないであらう。併しこれは理想で史實ではない。再び史實に立ち返れば菅公は「未_ニ曾邪勝_レ正」^正と云はれたのであるが、その通り當時菅公を陥れた人々は其の後いづれも氣焰が上らなかつたのみならず未路が甚だ憐むべき状態であつた。この點に於いては時平も例外ではなかつた。菅公左遷以來千年以上を經過してゐるが、菅公は多數の人によつて尊信され、一萬有餘の神社に於いて祭られ、萬世に亘つてその不滅の光輝を放つて居るが、時平を祭神として祭る者は古より一人もあつた例が無い。菅公を尊信する傾向の多大なるのと正反對に、時平は社會から非難され、侮蔑されるやうになつてしまつた。これだけ考へてみても「未_ニ曾邪勝_レ正」の眞理を否定することは出来ない。

第四章 菅公略年譜

仁明天皇承和十二年乙丑、公生る、是善の第三子、故に其の字を菅三といふ。

○大江佐國の元永元年八月七日記及び北野天神縁起等に傳へてゐる菅公出自に關する説話は、林羅山の評の如く菅公を神格化するための後人の附會とみるべきであらう。

同十四年丁卯、公三歳、父是善東宮學士となる。

嘉祥二年己巳、公五歳、是善讚岐權介となる。

同三年庚午、公六歳、是善加賀權守となる。

仁壽三年癸酉、公九歳、是善大學頭となる。

齊衡二年乙亥、公十一歳、是善從四位下に叙せらる。

貞觀四年壬午、公十八歳、春、文章生に補せらる。

同九年丁亥、公二十三歳、二月、下野大椽に任ぜられ文章得業生に補せらる。

同十二年庚寅、公二十六歳、九月、策に對へて中上の第を得るを以て一階を加叙せらる。

同十三年辛卯、公二十七歳、正月、支蕃助に任ぜらる。三月、少内記に任ぜらる。

同十四年壬辰、公二十八歳、春正月丁丑、從六位下行直講美努清名とともに存問渤海客使となり、正六位上春日宅成通事となる。丁酉、母喪に丁る故に職を去る。

同十六年甲午、公三十歳、正月、從五位下に叙せられ、兵部大輔に任ぜらる。二月、民部少輔に任ぜらる。

陽成天皇元慶元年丁酉、公三十三歳、正月七日、式部少輔に任ぜらる。十月十八日、文章博士を兼ねぬ。

同二年戊戌、公三十四歳、夏四月庚寅、式部省諸國銓擬郡司簿を奏す。大納言源多勅を奉じて公を宜陽殿の西廂に喚び、之を讀む。

同三年己亥、公三十五歳、春正月七日、從五位上に叙せらる。八月、伊勢齋内親王行禊前次第司長官の事を行ふ。十一月、攝政藤原基經文德實錄十卷を奏せるため、父是善に代つて其の序を作る。

同四年庚子、公三十六歳、八月辛亥、父參議從三位行刑部卿是善の喪に丁る。

同六年壬寅、公三十八歳、十一月、渤海の入觀使裴廻等百五人加賀國に来る。

同七年癸卯、公三十九歳、春正月、加賀權守を兼ねぬ。四月廿一日、勅をうけて權りに治部大輔の事を行

ひ渤海の大使裴廻に對ふ。五日、渤海の使歸藩す。大使等と鴻臚館に會するとき即席贈答の詩一軸あり、公その序を作る。裴廻は菅公の詩を評して白樂天に似たりとしその歸國に際して餞別の詩を贈る。

同八年甲辰、公四十歳、夏五月、勅を奉じて奏議を上つる。冬十月、大嘗御禊に勅をうけて前次第司次官となる。

光孝天皇仁和二年丙午、公四十二歳、春正月十六日、讃岐守に任ぜらる。

宇多天皇仁和四年戊申、公四十四歳、夏、讃岐の任に在るとき旱魃あり、ために阿野郡城山神を祭つて雨を請ふ。

寛平元年己酉、公四十五歳、夏四月、改元あり、讃岐の任に在りて改元の詔を讀み詩を作る。

同二年庚戌、公四十六歳、春正月、讃岐國より歸京。上巳の節會に帝雅院曲水に幸し侍臣に酒を賜ひ、公詩を獻ず。九月、帝文人を召して秋を惜しみ殘菊を配ふの詩を賦し、公勅を奉じてその序を作る。

閏九日、御前にて侍臣と共に燈下即事の詩を作る。今年橘廣相卒す。

同三年辛亥 公四十七歳、春二月廿九日、藏人頭に補せられたが猷狀して謝す。

同四年壬子 公四十八歳、冬十二月、諸公主及び中宮のために修功德願文を作る。又勅を奉じて國史を修撰し、上は日本書紀より以下方物を類聚群分して二百卷、類聚國史と名付く。

同五年癸丑 公四十九歳、二月十六日、參議兼式部大輔に任ぜられ、左大辨に轉ず。夏四月、敦仁親王皇太子となるに及んで勅を奉じて東宮亮となる。閏五月、臨時仁王會に當り勅を奉じて願文を作る。九月、新撰萬葉集を撰ぶ。十二月、中宮の令旨を奉じて第一公主のために「賀四十齡」の願文を作る。

同六年甲寅 公五十歳、秋八月、勅を奉じて遣唐大使となる。副使は右少辨紀長谷雄、判官は藤原忠房。然るに九月には狀を上つて遣唐使の進止について議定せられんことを請うてゐる。又是月諸門徒のものが公の五十の賀を吉祥院で修したとき、草鞋行纏の一男子が一卷の願文を携へ來つて案上に置き告げずして去つたとある。願文の中に沙金を包み入れてあつたが、それは天皇のひそかに託されたところで、願文の詞には「傳へ聞く菅家の門客共に知命の年を賀す」と。弟子跡を人間に削りて世上に名

無しと雖も、數しば淳教の風を記し多く恣昧の過を改めたるを。古人言有り、徳として報ひざるなく言として酬ひざるなしと。深く彼の義に感じ罷めんと欲すれども能はず。故に福田の地に此の沙金を捨つ。金は以て中誠の輕からざるを表はし、沙は以て上壽の涯りなきを祈る。その人を疑しむことなかれ。その志を求むべし。遠く北闕に居り遙かに南山の和南を増す。」とあつた。十二月十五日、公侍從を兼ねぬ。

同七年乙卯 公五十一歳、春正月、近江守を兼任し、餘官は故の如し。三月御制に應じて「春櫻花を惜しむ」詩序を作る。是月、東宮に侍す。一日にしてよく百首の詩を作つたといふ唐國の風をしのんで、一時に十首の詩を作らしめんとする東宮の令旨をうけ、十題七言絶句に限る條件の下に直ちに十首を作り奉る。この月又別勅を奉じて式部少輔紀長谷雄と共に玄蕃寮にいたり、渤海國の大使裴頰を接待す。舊年主客賦詩のことを追想して、再び酬和往復詩篇を爲す。冬十月十六日、中納言に轉任し從三位に叙せらる。十一月十三日、東宮權大夫を兼ねぬ。

同八年丙辰 公五十二歳、春閏正月、詔を承けて讃岐國の調庸の例に依り、雜官物事を進めて太政官符

を下す。帝北野の雲林院に行幸せられたに従つて觀る所を叙して序を作る。「松樹に倚つて以て腰を摩す、風霜の犯し難きに習ふなり。菜羹を和して口を嚙る、氣味の克く調ふを期するなり。」の句はその一節である。この春東宮に寓直し、令を奉じて當時二十物をとつて題とし五言律を賦す。酉二刻より戌の二刻に及ぶ間に篇數已に成り、人皆その急捷に嘆ず。夏四月、勅を奉じて鴨河の堤邊で耕作する事を許し、大政官符を下す。八月、民部卿を兼ね式部大輔を免ぜらる。

同九年丁巳 公五十三歳、六月十九日、權大納言に任ぜられ右近衛大將を兼ね。民部卿は舊職のまゝである。秋七月、天皇位を皇太子に譲られて朱雀院に退居せらる。この時の詔に、「少主未だ長ぜず、萬機の政、大納言藤原朝臣時平權大納言菅原道真等、奏すべく請うべき事は且らくその趣を誨へて之を奏し之を請へ。宜すべく行ふべきの政はその道を誤ることなく之を宣し之を行へ。諸の納言等疑を持して奏請宣行を爲すは、兩臣に非ざるよりは更に勤む可からず。」とあつた。この時時平は春宮大夫を、公は權大夫を夫々免ぜられた。又上皇が天皇を誡められた御言葉として、「左大將藤原朝臣は功臣の後なり。年少壯と雖も既に政治に熟し、嚮きに女事に失有るも朕早く忘れて去春激勵して事に

勤め令む。是れ第一の臣なり。新君顧み問うて、謹んでその輔導に従ふべし。右大將菅原朝臣は鴻儒なり。且つ深く政事を知れり。朕擇んで博士となし、帝諫正を受く。故に不次登庸して以て其の功に報ぜり。これよりさき太子を立つる時も、朕獨り菅原朝臣と共に論定して他人は預らず。既に立てて未だ二年を経ず、朕に讓位の意あり。密かに之を菅原朝臣に告ぐに、答へて曰く、是れ大事なり、自ら天時あり忽にすべからず早むべからずと。是に於て或は封事を上つり或は直言を吐き、皆正論なり。今茲に告ぐ、朕が志の果す可きを以て菅原朝臣更に言ふ所なし。事毎に奉行して七月に至る。頗る人口ありて殆んど延留せんとす。菅原朝臣奏して曰く、大事は再擧すべからず、若し遲滯すれば變生せん。遂に朕が心をして石の轉ぜざるが如くせしむ。是に由つて之を見れば菅原朝臣は朕の忠臣に非ざるなり、新君の功臣か。愼んで其の功を忘るゝこと莫れ。」とあつたと傳つてゐる。天皇位に即き公を正三位に叙す。九月重陽後朝、朱雀院に侍して「地閑居秋水を樂しむ」序及び詩を作る。

醍醐帝昌泰元年戊午 公五十四歳、二月、天皇清凉殿に御し群書治要を読み公席に預る。六月、勅を奉じて仁王會祝願文を作る。九月、天皇重陽の宴を設け、「菊に五美あり」の題にて群臣に詩を献せしめ

たとき、公も亦預る。「謙徳晩く聞く秋月の抄、勁心寒立す曉霜の前」とはその詩の一聯であるが、これを知つた時人はその守持の貞固に歎服したといふ。又太上皇が朱雀院に文人を召して重陽後朝の宴を設けたとき、「秋寒松に入る」の題にて詩を献ず。冬十一月、朔旦冬至、時平と共に勅を奉じて詔書を施行す。又新嘗會の時に内辨となる。

同二年己未 公五十五歳、春正月、太上皇朱雀院で歳初を祝はれたとき、「庭中の梅花」の題をうけて詩を献ず。又天皇清涼殿に宴を設けられた際「鶯谷を出ず」との題を賜ひて詩を賦す。二月十四日、時平左大臣に任ぜらる。公上表して右大臣を辭するも許されなかつた。三月三日、太上皇が群臣を召して朱雀院の栢梁殿で宴を設けられたとき、「殘春を惜しむ」の題下に序及び詩を献ず。この前後再び上表して右大臣を辭したが許されなかつた。續いて二度表を上つて右大臣を辭せんとしたが遂に許されないで終つた。秋七月、公の女從五位下寧子が曲侍に任ぜらる。九月、天皇重陽の宴を設けられ「菊一叢の金を散らす」といふことを題として群臣に詩を賦せしめられたとき、公も亦預かつた。

「是れは秋江の白沙を鍊るにあらず、黄金化出す滿叢の花、微臣采り得て籠中に滿ちたり、豈一經遺

りて家に在るが若からんや」とは即ちその時の詩である。この時大内記三善清行も亦、「瀨縣村閭皆貨に富み、陶家の兒子は堂に垂せず」云々の詩を賦し、自ら大いに此の句を自負してゐたが、「貨に富む」の二字を「屋を潤す」の二字に改めれば遺恨なし、といふ公の忠告に敬服して、「瀨縣村閭皆屋を潤す」と改作したといふ。これ又公の詩才が當時の人々から景仰せられてゐた證左である。冬十月、太上皇が落飾せられて尊號を辭し給ふにあたり、公に命じて書を作らしめた。十一月、公上表して自己の封一千戸を減ぜられんことを請うてゐる。

同三年庚申 公五十六歳、春正月、天皇朱雀院に觀せられたとき、太上皇と議つて公を召し、密かに關白の萬機を専ら委任せられようと詔せられたが、公は固く辭退してうけなかつたために、そのことは遂にやめになつた。この時公は事が漏泄することを憚つて、「召あつて事なければ、人必ず之を怪しまん。」と奏上し、獻詩の事に假託して「春柳眼の中に生ず」の題にて詩を賦した。天皇法皇共に歎賞せられて各御衣を賜つた。公は又内宴に陪席して春風の詞を作つてゐる。二月、上狀して右大將を罷められんことを請うたが許されなかつた。夏四月、勅を奉じて尾州熱田に官符を下し、祝部神戸の

百姓に永く公役を免じて専ら神事に勤めるやうに定めてゐる。秋八月十六日、その三家（祖清公、父是善、及び公）の家集を撰進したとき、天皇はそれを褒賞せられて律詩一首を賜つた。「門風は古より是れ儒林なり、今日文華皆悉く金、唯一聯を詠じて氣味を知る、況んや三代を連ねて清吟に飽くをや、寒玉を琢磨して聲々麗なり、餘霞を裁製して句々侵す、更に菅家の白様（白氏文集）に勝れる有り、これより後抛却して厘塵深し。」は即ちそれである。九月重陽翌日、天皇清涼殿に宴を設けられ「秋思」を詩題として出されたとき、「君は春秋に富みて臣は漸く老ゆ、恩は涯岸無きも報は猶遲たり」の一聯を有つ詩を献じたために御衣を賜つた。冬十月、文章博士の三善清行が公に書を呈して、「交り淺きに語の深きは妄なり、今に居りて來るを語るは誕なり、妄誕の責は誠に甘心する所なれども、伏して冀くは尊閣特に寛容を降さんことを、（中略）……伏して惟ふに尊閣は翰林より挺んでられて超えて槐位に昇り、朝の寵榮道の光華は吉備公の外は復た美をくらぶものなし、伏して冀くはその止足を知りその榮分を察し、風情を烟霞に攪まにして山智を丘壑に藏せんことを、（かくすれば）後生仰ぎ視るも亦美ならずや、努力して鄙言を忽かせにすること勿れ、」と言ひ、異數の幸運に乗つた公の未來につ

いて忠告してゐるが、この豫言の的中は偶然でなく、既に已に時平の策動は始まつてをり、公もそれを知つて再三榮職を辭して來たのであつた。

延喜元年辛酉 公五十七歳、春正月八日、遂に従二位に叙せられた。然るに同日戊申には貶せられて太宰府權帥となり、諸子も皆左降せられるに至つた。清行の豫言がかくも早く實現したわけである。初め天皇が即位してより以來、公は時平と共に相並んで政治を行つて來たのであつたが、時平は年三十にみたく、公は已に五十を逾へてゐた。従つて老人は老成の人として公を敬ひ、且つその多才に服したために公の威望は太だ高くこれが時平の讒謗を誘致する原因であるが、その決定的な事件はかの關白密詔が時平の知るところとなつたところにある。この外藤原定國は天皇の外舅でありながらその位が公の下に在ることを嫌はずとし、又藤原耆根は庚申夜遊に陪席して爛醉して禮を失ひ、公のために笏でその面を搯られたことを銜んでゐた。これらの人々が時平に阿黨していろ／＼と構説流言を出して公を陥れたのである。時平はついに直接公を讒して、「道眞は權を擅まにしてひそかに廢立を圖り、皇弟齊世親王を翊戴せんと欲してゐる。彼が若し久しくその位に居るときは、恐らくは陛下に利

せざらん」と密奏した。そこで天皇も遂に之を信ぜられて、かくて左貶の命となつたのである。梅城録に齊世親王を本康親王としてゐるのは誤りで、帝王系譜には「齊世親王は醍醐帝の弟なり、道眞の女を娶り子英明を生む、道眞の左遷せらるゝに及んで齊世剃髪す」とあり、本康親王は醍醐帝の同胞ではない。一説に、藤原菅根が宿直の夜に方つてわざと便殿の鑲を合さずにおいて、明旦密奏して、「道眞の所爲か、恐らくは後宮に淫せるならん」といつたと傳へてゐるが、これも亦構讒の一端と思はれる。

正月癸丑晦、太宰府に出發するに當つて和歌を亭子院に在す法王に奉る。その辭の太だ哀れなるに感動して法皇が宥罪のことを奏するために、參内して左衛門まで到つたが、衛士が門を開かなかつたので終夜門外で待つてゐたが遂に無効に終つた。その翌日二月甲寅朔、公は太宰府への旅に出立したのである。

法皇參内のことを衛士が奏せなかつたことについては、「菅神縁起」によれば、當時大辨であつた菅根が公に恨を抱いて奏せしめなかつたとあるが、公卿補任の記録に参照して、菅根はこの時大辨

に任ぜられてゐなかつたことが明かであるから、この説は附會である。然し衛士が門を開かなかつたこと、及び法皇の參内を天皇に奏上しなかつたことは、勿論時平の黨派の者の仕業であらう。又世に繩天神の圖像が傳はつてゐるが、これは公が左遷せられて淀河から河州佐太里に到り、そこで暫らく憩んだ時、繩をまるめてその上に座し、面に忿恚の色を見たのを模したものといはれてゐる。さて公は旅中にあつて旅懷を述べた長篇の詩を作つてゐる。「口は言ふこと能はず眼中の血、俯仰す天神と地祇と、東に行き西に行き雲渺々たり、二月三日日遅々たり」とは即ちその一節である。又五言絶句を作つて、「家を離る二三月、落涙數千行、萬事皆夢の如し、時々彼蒼を仰ぐ」とも詠じてゐる。

九月戊午 太宰府に在つて已往を懷ふて詩を作る。「去年の今夜清涼に侍す、秋思の詩篇獨り腸を斷つ、恩賜の御衣今此に在り、捧持して毎日餘香を拜す」といふ有名な咏嘆がそれである。十二月には、三品兵部卿齊世親王が流言の嫌疑を避けて剃髪し、眞寂と改名してゐる。

同三年癸亥 二月二十五日、五十九歳で謫所太宰府で薨せられた。公はこの謫居三年の間、禁錮の身を

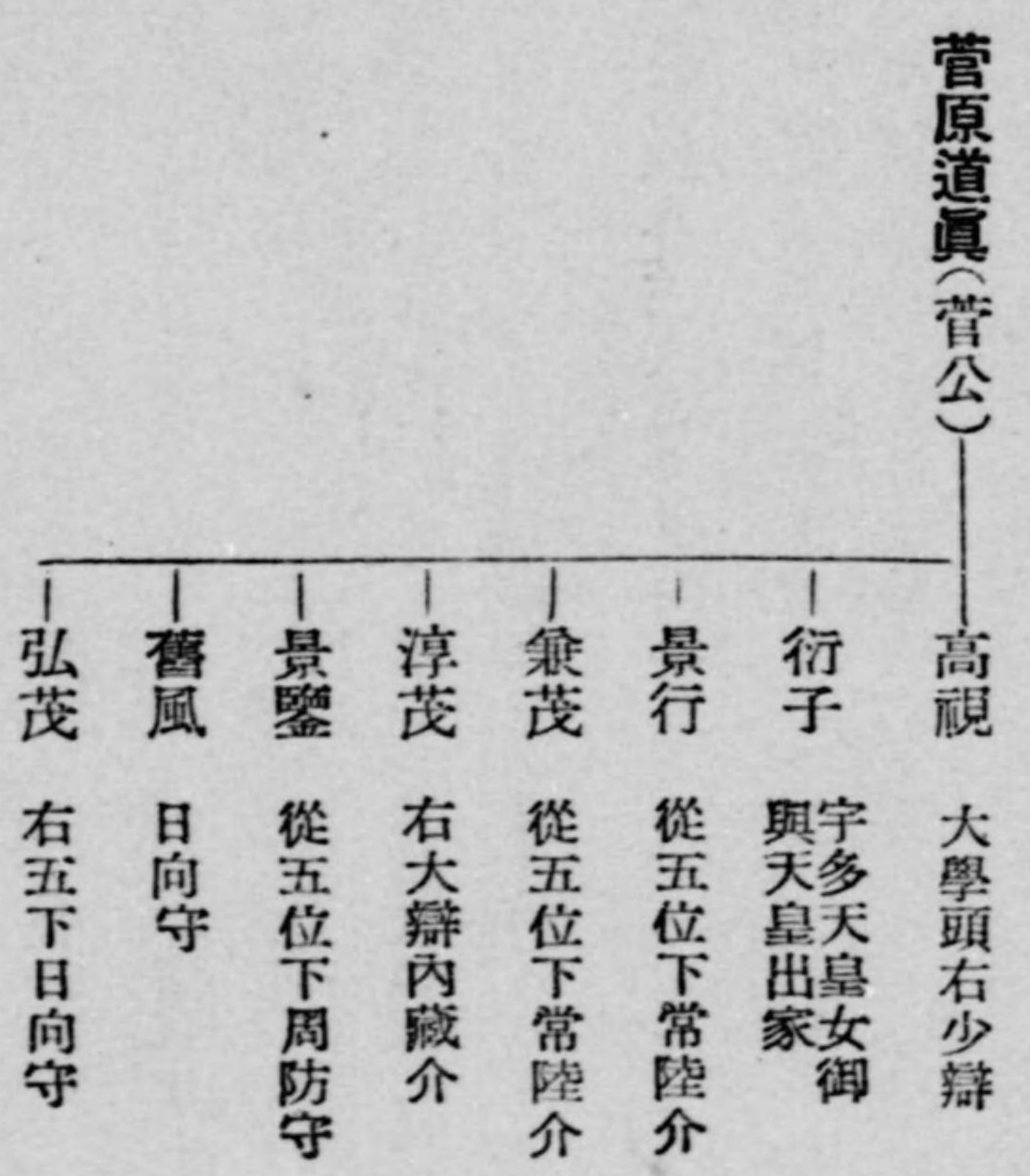
はばかりて行住座臥一室の外に出でなかつたのである。當時の詩に、「都府の櫻は纔かに瓦色を看、観音寺は只鐘聲を聽けるのみ」と詠じてその間の消息を告げてゐる。又月に對しては、「月光は鏡に似たるも罪を明かにすること無く、風氣は刀の如きも愁ひを破らず」と恨み、歎いてゐる。これらの謫居中の詠詩はすべて、自ら編んだ菅家後集の中に収録せられてゐる。又倭歌を多く作つてゐる。

右は菅公年譜の要略であるが、薨じた後の公に關する事件を左に附載する。

延長元年癸未 夏四月には故の右大臣從二位を復せられ、延喜元年の正月戊申には更に正二位を贈られてゐる。尙同四年丙戌夏五月に興福寺の僧寬建が入唐するにあつて、紀氏橘氏都氏と菅原氏の四家集を携へて行かんことを奏請して許されてゐる。併し菅公の餘榮はこれに止まることなく、村上天皇の天曆元年の秋九月には菅公廟が北野に建立せられて天神と稱せられるやうになり、一條院の正曆四年の四月には、詔りして右大臣正一位をおくられてゐる。これは平素文史を好まれ給うた天皇が、常に菅原家集を讀まれて景仰するの思召があられたために、爵を贈つて追褒せられたに他ならない。尙又、同年閏十月には詔りして菅原幹正を太宰府の菅公廟に遣されて太政大臣を贈られてゐる。

第五章 菅家略系圖

(其一)



菅公略系圖

附錄 奉昭宣公書 晉丞相讚州刺史時

某白、不信而諫、謂之諛、過而不改、謂之過、某去年與平季長共陳、諛說、是諛也、今日不堪、愚歎、獨進狂言、是過也、某萬死再拜、願賜縱容、某今日偷入皇城、適有或人一告以一事、曰、左大辨廣相朝臣、奉勅、作答大府上章之勅書云、以阿衡之任、爲公之任、明經善淵愛成等、引毛詩、尙書君奭之義、卽述其說云、阿衡者三公之官、座而論道、紀傳藤原佐世等、摘後漢書論晉簡文紀之句、更釋其意云、阿衡者或稱丞相、又名攝政、六月七日宣命云、作勅答之人廣相引阿衡、以乖朕之本意、去十月、大臣命明法博士云、定廣相所當之罪名、諸人云了、廣相忌避、阿衡久不仕、某自愛或人之語、寒心酸鼻、寢食不安、先爲己業、次爲大府所聞者一、而悲者二、所言者近、而所慮者遠、何者失作文者、不必取經史之全說、雖邂逅取之、或斷章爲義、遺辭之所膏液、弄聖賢於筆頭、隨手之所剪裁、破經典於帛上、況遇膠黏之數字、得髣髴之成文、偏是其言詞、不知觸於忌諱、自有風

雅篇章以來、孰敢能免斯咎者乎、廣相採伊尹之舊儀、當大府之典職、本義雖與詩書反乖、新情自與漢晉冥會、視其所以、親其所由、非挾於異心、以作斯文、蓋因同躰、而偷彼義也、若起于廣相、留爲流例、後之作文者、未必免罪科、々々不免、則緣情躰物、豫設對吏之詞、言泉思風、先書人宰之簡也、當是時、法官論曰、事有舊章、理宜導用云了、大府寧爲作文者、迴哀惜之情乎、又去夏到國者皆曰、上自公卿大夫、下及婦人兒子、知之不知、无不談廣相爲口實、如行人言、唯以爲、其爲衆毀所歸之、故天下共罪之也、若令他人坐此同罪上、因其罰深過淺、必有爲彼訴者可哀、則毛羽創病、遞生輕重之手、春雨秋霜、交出愛憎之口也、當是時、法官論曰、刑无二科、理宜一定云了、大府寧爲被訴者、立敢降之議乎、如是則世之特好文章者、爭避網羅、爭避網羅、則无豕學之人、无豕學之人、則文章自茲而廢矣、某自非橫草之後、家少代永之親、官爵則詐朝廷、以家風、聲價多嚇世人、以祖業、仰思先進、伏見當時、雖云文士之多、人未若樊內之累代、昔者楚君外發、數於墜屣、野婦零涕於已簪、非物之貴、不忘故也、況某父祖揚名之業、子孫

出身之道、一朝停廢、豈不_レ衰乎、是其爲_二已業_一所_レ悲者也、廣相爲_二當代_一所_レ立者、大功一、至親三、何以謂_レ之、閻里言曰、先皇欲_レ立_二今上_一爲_二太子_一者數、而大府不_レ務_二奉行_一、其間小事人皆聞_レ之、廣相內結_二婚姻_一、外託_二師傅_一、萬方祈_レ請、无_レ不_レ盡_レ誠、斯事雖_レ出_二于街談巷語_一、或萬分之一可_レ採用_一矣、詩曰、无_レ德不_レ酬、无_レ言不_レ報、小言小德、猶可_レ酬報、況爲_二聖致精誠_一者乎、是廣相所_レ立之大功也、廣相外孫皇子見有_二二人_一、今上龍潛之日、相視褻近、父子天愛也、豈无_レ顧念_二乎_一、既愛_二其孫_一、故其祖之不_レ可_レ惡者可知、其至親一也、廣相女子者、今上在邸而所_レ娶、々後四年乃爲_二天子_一、雖_レ可_レ不_レ專_二後廷之夜_一、何以乍割_二前日之恩_一、既親_二其子_一、故其父之不_レ可_レ疎者可_レ知、其至親二也、尙侍殿下者、今上之所_レ母事、其勞之爲_レ重、雖_二中宮_一而不_レ得、其功之爲_レ深、雖_二大府_一而不_レ得、而廣相始以_二女子_一附_二屬尙侍_一、轉自_二尙侍_一奉_二進今上_一、婦人以_レ仁爲_レ性、不_レ必思_二其大義_一、始屬_二之志寧不_レ哀憐_一、故尙侍爲_二廣相之意_一亦可_レ知、其至親三也、又聞、去年先皇晏駕之朝、今上承嗣之夕、功成_二漏刻_一議定_二須臾_一、因_二緣貴府之持重_一、无_レ有_二傍人之出_一言、宜哉先皇之寄_二顧託_一也、史曰、非_二上聖_一不_レ能_二大知_一、故拘_二常品_一、々々之人

亦有_二常識_一而已、文府臨時爲_二社稷之器_一、寫若_二廣相_一積日有_二祈禱之功_一、大府居_レ位爲_二師範之儀_一、曷若_二廣相_一信有_二講授之勞_一、大府大唯爲_二大臣之貴_一、曷若_二廣相_一家中有_二皇子之親_一、大府攝政、爲_二冢宰之臣_一、曷若_二廣相_一承恩有_二近習之故_一、縱使_二聖主_一被_二逼_一外議、豈不_レ相近、揆_二其內情_一、未_レ失爲_レ嘆、然則廣相、逾指_二陰怨於大府_一、聖主空餘_二外形於大府_一、爲_二大府_一計_レ之、甚无_レ謂也、又藤氏功勳、勅在_二金石_一、公侯將相、冠蓋如_レ雲、近代而降、漸似_二蕭索_一、位高德貴者、年齒衰老、年壯才聞者、位望畢微、雖_レ有_二非常_一、无_レ人可_レ備、雖_レ有_二不虞_一、无_レ士可_レ謀、儻馮_二大府神明之德_一、末_レ墮_二顯祖不朽之名_一、夫百丈之木、爲_二一蠹_一所_レ傷、萬尋之堤爲_二一蟻_一所_レ決、廣相。有_レ智、有_レ謀、有_レ慮、「有慮」有_レ親、有_レ故、有_レ功、有_レ勞、伏惟大府裁察、勿_レ爲_二有_レ才智謀慮_一者上爲_レ怨有_レ勿_レ爲_二有_レ親故功勞_一者上爲_レ摧首、是其爲_二大府_一所_レ悲者也、廣相者某先父相公之內人、然而末_レ曾聞_二爲_レ某有_レ思怨_一、約而言之、魏文帝所謂文人相輕也、今之所_レ陳无_レ他用_レ意、不_レ勝_二已業之欲_一度、續以_二狂昧之拙誠_一、伏惟、大府深思_二遠慮_一、再三反覆、又近者如_レ聞、明法奉宣之後所論各異、或云、職制律云、被_二詔書_一、有_レ所_レ施行、而違者徒二年、失錯者杖八十、注曰、失

錯謂_レ失_二其旨、廣相是失_二詔書旨_一也、或云、詐偽律曰、詐_二為詔書_一、及增減者遠流、疏曰、意任_二詐偽_一、而妄為_二詔勅_一、及因_二制教成文_一、而增_二減其事_一、苟廣相是詐_二為詔勅_一也、如_レ是則兩家之說、有_レ重有_レ輕、不_レ知_二誰能得_二其實論_一、謹案_二職制律_一、謂、施_二行詔書_一、失_二錯其旨_一者杖罪、異_二于廣相作_レ詔以乖_二主上之旨_一、詐偽律、謂、不_レ據_二勅命_一、妄自為_レ詔者遠流、反_二于廣相奉勅_一、以違_二人君之意_一、々律文遂无_二正條_一、將_二以因准論_レ之、因准論_レ之、疑罪自_レ徒輕、々則廣相之无_レ患明矣、若法之所_レ當罰不_レ足_レ患、則大符先於_二施仁之命_一、諸卿早停_二斷罪之宜_一、若世之所_レ爭、不_レ得_レ已則託以下_二放_二逐邪臣_一之議、莫_レ用_二詐_二為詔書_一之律、古人有_レ言、可_レ斷不_レ斷、還受_二其咎_一、其恐事旨變生、後悔无_レ及、某萬死再拜謹言、



昭和十一年十月廿五日印刷
昭和十一年十月卅日發行

日本教育家文庫 第六卷
菅 原 道 眞

著 者

井 上 哲 次 郎

發 行 者

東京市麹町區飯田町一ノ七
石 田 磊 三

印 刷 所

東京市麹町區飯田町一ノ五
須藤整版印刷所

發行所

會社

北海出版社

東京市麹町區飯田町一ノ七
電話九段三九〇九番
札幌市南二條西十二丁目
電話三五〇六番

12369

255.1

144

